



第3次みのかも環境まちづくりプラン
(美濃加茂市環境基本計画)

令和2年3月

美濃加茂市

目次

第1章 基本的事項

1	背景	1
2	位置づけ	1
3	対象分野	2
4	対象地域	3
5	目標年度	3
6	計画の主体	3

第2章 美濃加茂市の環境と市民の思い

1	市勢	5
2	人口・世帯の推移	6
3	気温・降水量の推移	7
4	廃棄物の処理状況	8
5	資源回収量の推移	9
6	温室効果ガスの推移	10
7	生物の状況	11
8	市民の思い	13

第3章 将来環境像と将来イメージ

1	総合将来環境像 <計画のキャッチフレーズ>	16
2	将来環境像と将来イメージ	16

第4章 重点プロジェクト

1	「自然環境」の分野	生物多様性を守るプロジェクト	20
2	「生活環境」の分野	循環型社会をつくる4Rを推進するプロジェクト	21
3	「地球環境」の分野	地球にやさしいエコタウンプロジェクト	22
4	共通基盤的取り組み（環境教育等）	次世代につなげる環境教育プロジェクト	23

第5章 市の環境施策一覧

1	「自然環境」の分野	24
2	「生活環境」の分野	25
3	「地球環境」の分野	26
4	共通基盤的取り組み（環境教育等）	27

第6章 計画の推進

1	推進体制	29
2	進行管理	29

資料

1	美濃加茂市基本条例	30
2	策定の経緯	32

第1章 基本的事項

1 背景

本市では、美濃加茂市環境基本条例に基づき、平成15年3月に環境基本計画である「みのかも環境まちづくりプラン（第1次計画）」を策定し、総合将来環境像『自然を友とし環境を育み 未来に引き継ぐまち みのかも』の実現に向けて、取り組んできました。

平成22年度から平成31年度までの第5次総合計画において、環境分野では、環境にやさしい暮らし方を進めるために、「自然環境の保全」・「循環型社会の形成」・「温暖化防止・クールタウンの構築」という3つの基本方針が示されました。その方針に基づき、平成22年3月に「第2次みのかも環境まちづくりプラン」（以下「第2次計画」という。）を策定し、市民・事業者・市が連携して取り組む8つの重点プロジェクト事業を中心に環境施策を進め、その後、事業の見直しにより、4つの重点プロジェクトに焦点をあてて進めています。

平成23年に東日本大震災が発生し、エネルギー不足による化石燃料への依存度が高まったことで温室効果ガス排出量が増加し、日本の環境政策では、特に地球温暖化対策や再生可能エネルギーの分野において転換期を迎えました。

また、近年の大きな動きとしては、国際的には、平成27年に「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択、及び「パリ協定」の締結等があり、その実現に向けて国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」「食品ロスの削減の推進に関する法律」の整備、及び「第4次循環型社会形成推進基本計画」「第5次環境基本計画」「プラスチック資源循環戦略」「生物多様性国家戦略」の策定等で、新たな課題に取り組んでいます。

このような、地球温暖化対策、ごみ問題、生物多様性保全対策は、政府や産業界だけでなく地方自治体や市民も自らの課題として認識し、行動を起こすことが求められています。

今回、第3次みのかも環境まちづくりプランの策定にあたっては、第6次総合計画の環境施策方針に基づき、取組の方向性や長期的目標である将来環境像については、これまでの方針を継承し、新たな課題の解決を図ります。

2 位置付け

本計画は、平成13年4月1日施行の美濃加茂市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）の規定に基づき、美濃加茂市における総合的な環境施策を推進していくための計画であり、美濃加茂市第6次総合計画（以下「総合計画」という。）を環境面で補完するという位置づけとなります。

また、国の環境基本法に基づく「第5次環境基本計画」、岐阜県の「第5次岐阜県環境基本計画」との整合を図るとともに、環境施策に関する他の計画と連携を図るものです。

- 1 環境基本条例に定める理念・目的を実現するために、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本目標、事業の方向を明らかにするものです。
- 2 総合計画の基本構想「WALKABLE CITY MINOKAMO すべての健康のために歩き続けるまち」を環境の面から推進し、各分野の個別計画に環境の視点を組み込み調整する指針となるものです。
- 3 計画に実効性を与えるため、成果目標と成果指標を盛り込んだ実施計画を定めます。

環境基本条例

(環境基本計画との整合)






第8条 市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときには、環境基本計画との整合を図ります。

注：環境基本条例中の環境基本計画と環境まちづくりプランは同じものです。

3 対象分野

環境基本条例及び総合計画の環境分野の基本構想「健康な社会を形成する」を実現するため、次の①～③の3つの分野と、その共通基盤となる④環境教育等に関連する環境施策を対象とします。

また、国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連を示します。

分野	主な環境要素	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標
① 自然環境	野生動植物・河川・森林・里山・農地の保全など	 
② 生活環境	ごみ減量、廃棄物処理、4R、公害防止など	
③ 地球環境	地球温暖化対策、温室効果ガス削減、省エネルギーなど	
④ 共通基盤	①～③の共通事項、環境教育など	

<用語解説>

SDGs (エスディージーズ) …Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールです。同年12月に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

4R…ごみ減量につながる「R」から始まる4つの行動のこと。①必要でないものは断る「リフューズ Refuse」 ②発生させない「リデュース Reduce」 ③再利用する「リユース Reuse」 ④再資源化する「リサイクル Recycle」。

4 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

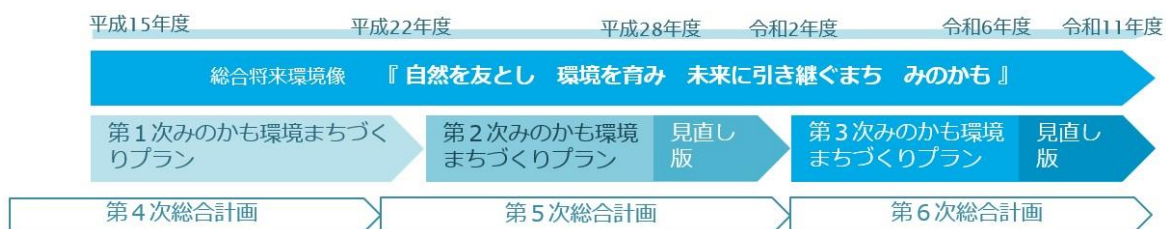
また、本市域にとどまらない広域的な取組みについては、周辺市町村との連携を積極的に進めるとともに、国・県などの関連機関と調整を図ります。

5 目標年度

本計画は、総合計画を環境面から補完するため、目標年度は総合計画に合わせ令和11年度（2029年度）とします。

なお、総合将来環境像、将来環境像、将来イメージは、第1次計画で策定されており、長期的目標年度は平成34年度（令和4年度 2022年度）になっています。

また、自然環境や社会情勢の著しい変化などがあった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



6 計画の主体

本計画の目標を達成するためには、市民・事業者・市がそれぞれ相互に連携・協力し、協働体制を形成して計画を推進していく必要があることから、計画の主体は、市民（団体）・事業者（団体）・市です。

環境基本条例

（市民の責任と義務）

第4条 市民は、その日常生活の中で、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

3 前2項に定めるもの以外に、市民には、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときには、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりしなければなりません。

4 前3項に定めるもの以外に、事業者には、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(市の責任と義務)

第6条 市には、豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、しかも計画的に推進する責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関すること。

2 市は、市の施策を策定したり、実施したりするときは、この条例の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組まなければなりません。

第2章 美濃加茂市の環境と市民の思い

美濃加茂市の市の概要及び環境に関する主な状況と市民満足度調査の結果をまとめました。社会経済情勢、人口推計については、第6次総合計画に掲載されています。また、環境測定の詳細については、「みのかもの環境（美濃加茂市環境白書）」をホームページ等で公開しています。

1 市勢

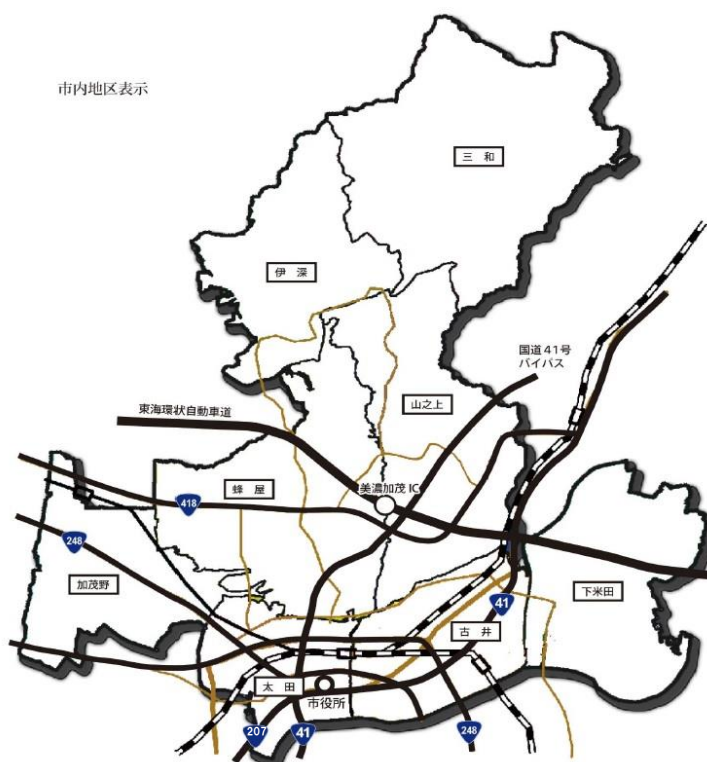
① 美濃加茂市の位置

最東端 東経 137° 05' 12" 北緯 35° 28' 03" (下米田町信友)
 最南端 東経 137° 00' 23" 北緯 35° 25' 48" (深田町2丁目)
 最西端 東経 136° 57' 32" 北緯 35° 26' 52" (加茂野町稲辺)
 最北端 東経 137° 02' 14" 北緯 35° 33' 14" (三和町廿屋)
 総面積 74.81 km²
 広ぼう 東西 11,634 km 南北 13,751 km
 海抜 最高地 559.2m (御殿山山頂)
 最低地 59.1m (草笛町4丁目)

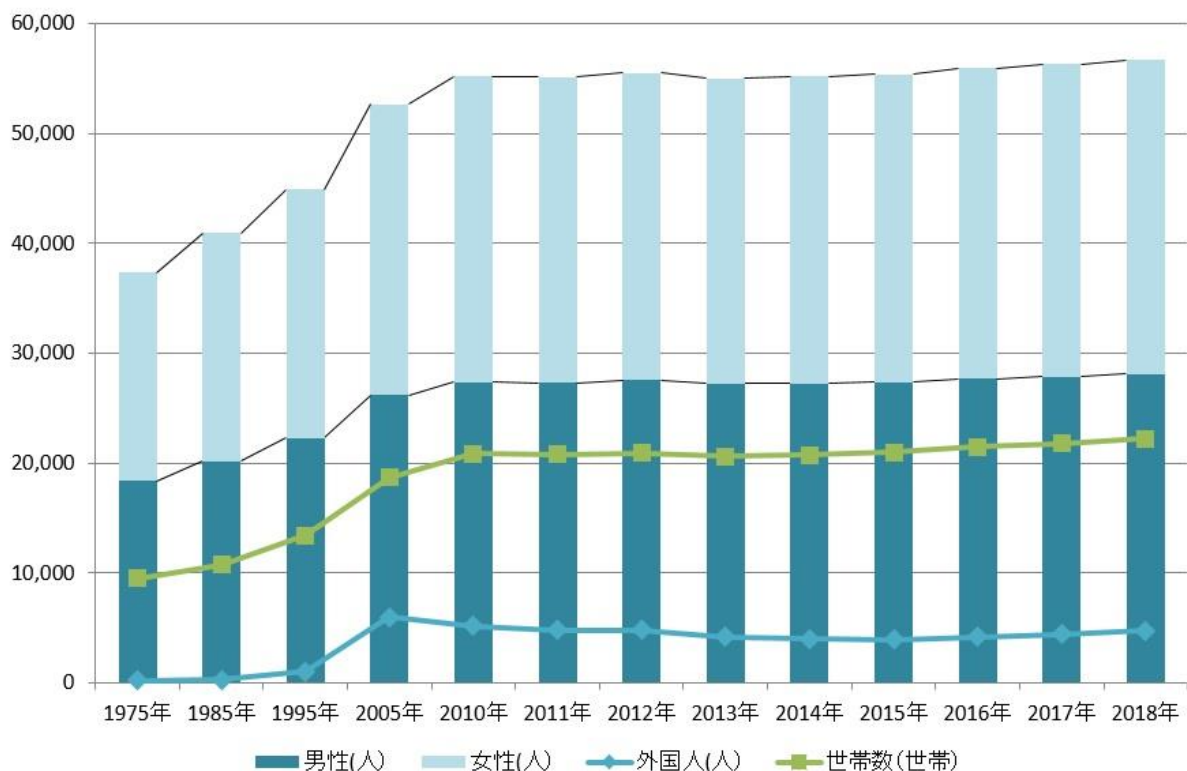


② 美濃加茂市内図

総面積 74.81 km²
 (内訳) 太田地区 4.97 km²
 古井地区 6.65 km²
 山之上地区 11.23 km²
 蜂屋地区 12.33 km²
 加茂野地区 7.20 km²
 伊深地区 7.99 km²
 三和地区 15.40 km²
 下米田地区 9.04 km²
 一級河川 木曾川 飛騨川 深渡川
 加茂川 蜂屋川 川浦川
 廿屋川 大洞川 太市川
 納古川
 代表的山岳 御殿山 平木山
 山之上富士 (富士山) 高木山
 鬼飛山 白山



2 人口・世帯の推移

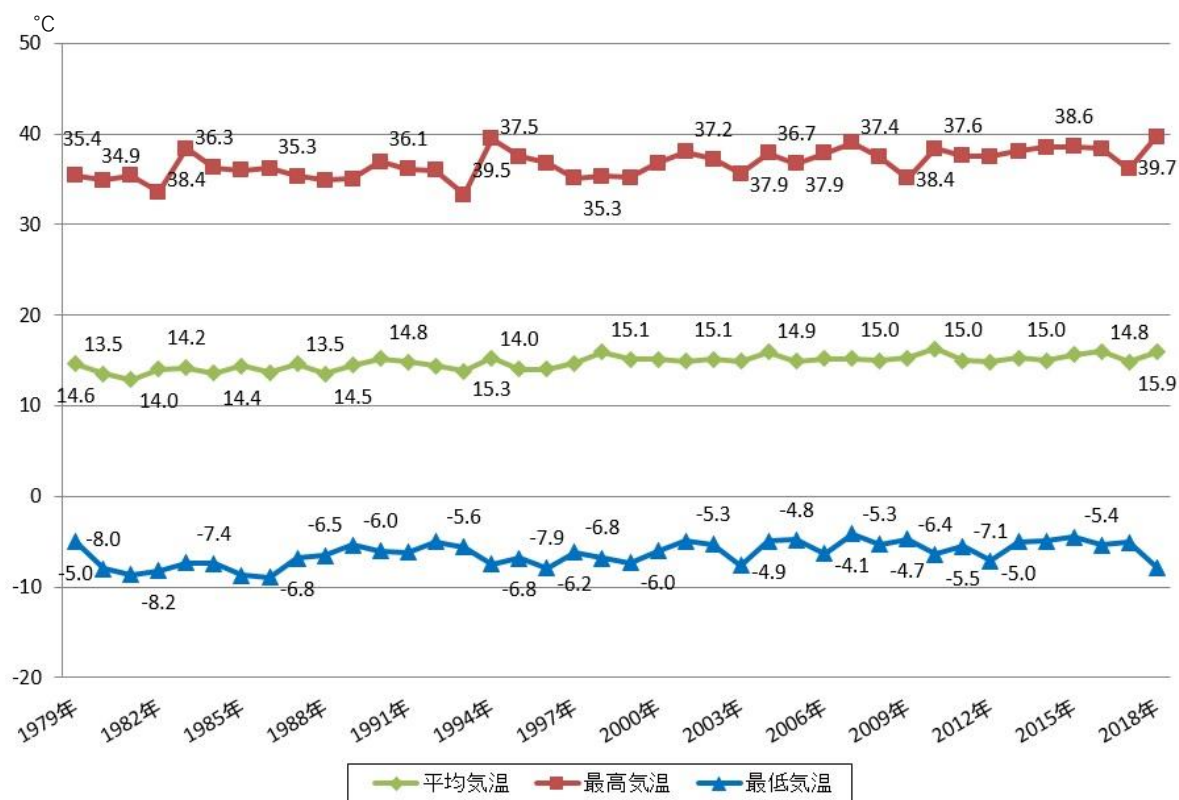


年度	男性(人)	女性(人)	外国人(人)	総人口(人)	世帯数(世帯)
1975年	18,403	18,922	239	37,325	9,534
1985年	20,185	20,734	269	40,919	10,750
1995年	22,267	22,615	1,056	44,882	13,438
2005年	26,172	26,504	5,976	52,676	18,697
2010年	27,340	27,879	5,193	55,219	20,849
2011年	27,331	27,831	4,836	55,162	20,773
2012年	27,543	27,962	4,789	55,505	20,950
2013年	27,234	27,784	4,215	55,018	20,595
2014年	27,238	27,947	4,006	55,185	20,737
2015年	27,379	28,012	3,948	55,391	20,983
2016年	27,700	28,251	4,177	55,951	21,475
2017年	27,875	28,418	4,438	56,293	21,809
2018年	28,140	28,525	4,730	56,665	22,208

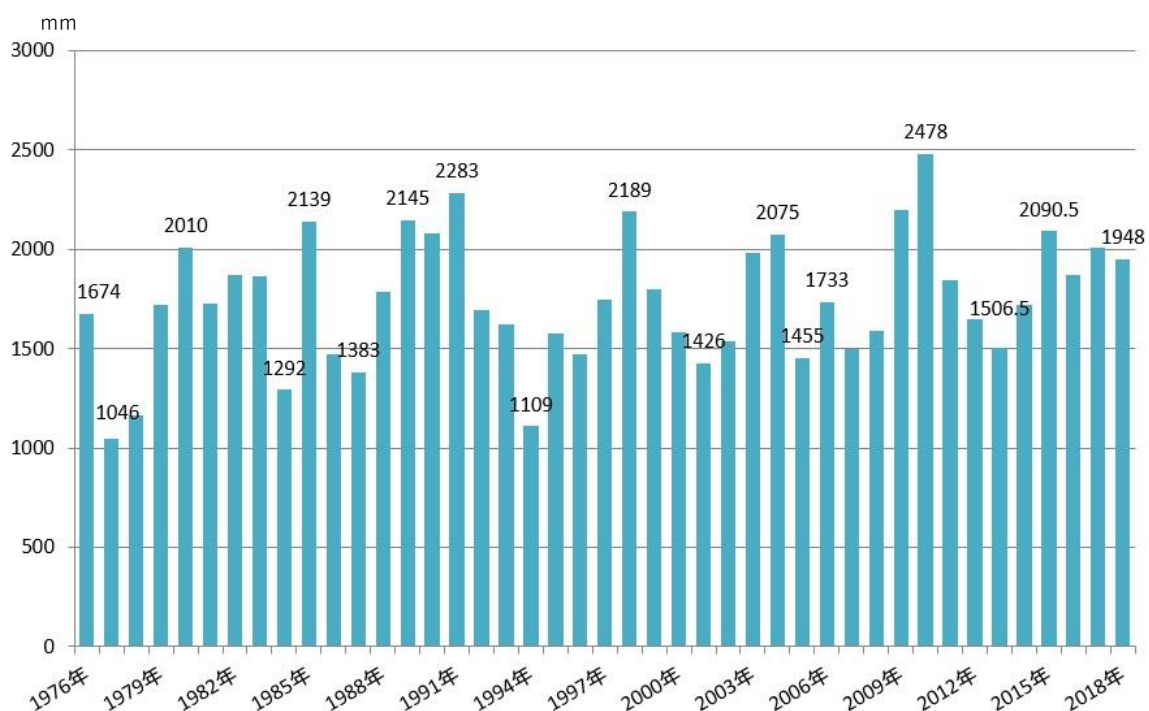
資料:市民課人口世帯数一覧表(各年4月1日現在)

3 気温・降水量の推移

① 平均気温・最高気温・最低気温の経年推移



② 年間降水量の経年推移



資料：岐阜气象台 HP

4 廃棄物の処理状況

① 美濃加茂市のごみの排出量

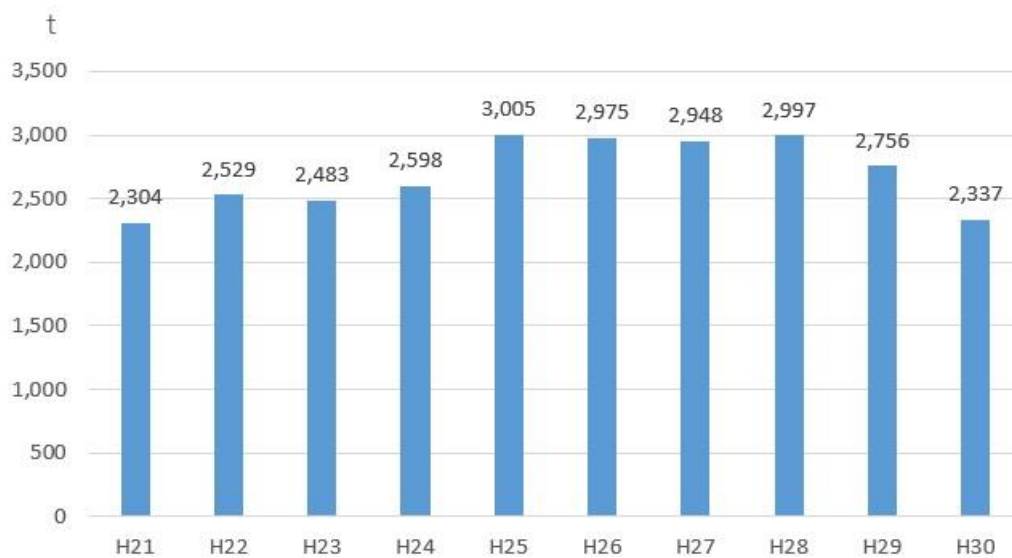


※ここでの生活系の1日1人あたりの数値に集団回収量は含まれていませんので、p20の成果指標の数値と異なります

② 一般会計に占めるごみ処理費の割合



5 資源回収量の推移



市民団体等及び事業者による資源回収量の合計（ただし事業者は回答のあった拠点のみ）

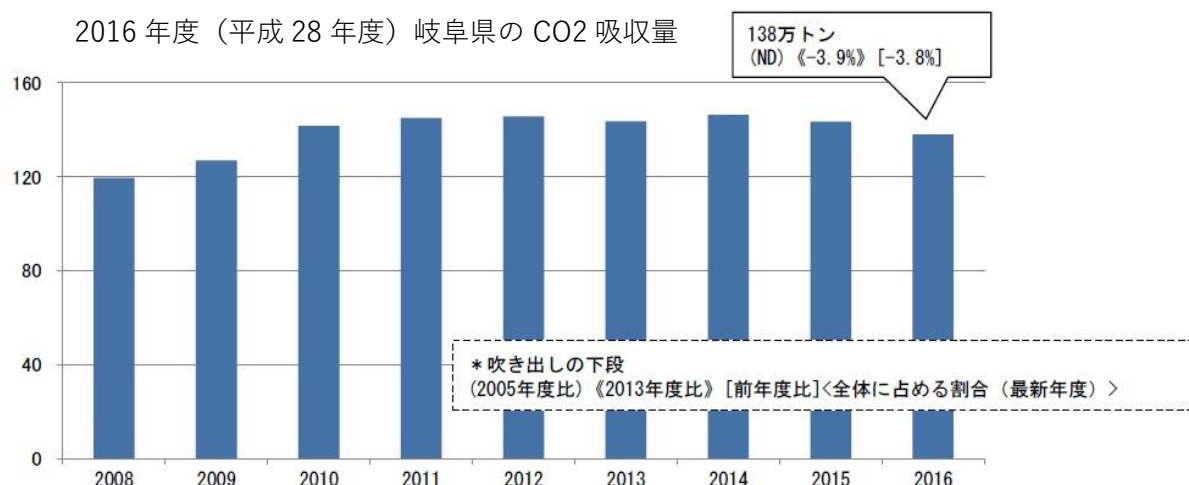
資源回収品目：新聞・雑誌・ダンボール・チラシ・牛乳パック・古着・アルミ缶・その他紙容器類

6 温室効果ガスの排出量

温室効果ガス排出量は、美濃加茂市では把握できていませんが、岐阜県が調査し県ホームページで公表していますので、引用し掲出します。

平成30年度公表の、岐阜県の2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は1,843万t-CO₂であり、岐阜県の削減目標の基準年度である2005年度と比較して3.4%減少しています。

また、2016（平成28）年度の森林の二酸化炭素吸収量は138万t-CO₂であり、これを反映すると、岐阜県の温室効果ガス排出量は、1,705万t-CO₂となります。



資料：岐阜県 HP

7 生物の状況

① 天然記念物

県指定	川合のムクノキ、山之上のサクラ、メタセコイア珪化木
市指定	白山神社の大杉、正眼寺のしだれ桜、諏訪神社の大杉、三和のゲンジボタル、山之上のヒカゲツツジ群落

資料：守りたい加茂の豊かな自然

② 貴重な動植物種

美濃加茂市で見られる貴重な動植物種

分類群	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足
シダ植物		デンジソウ 1				
種子植物			イヌセンブリ	カワラナデシコ	サンショウソウ、ツメレンゲ、イヌハギ	コショウノキ
			イヌノフグリ	ホタルカズラ	マキエハギ、ミズユキノシタ、カキラン	オナモミ
			ミズオオバコ	キキョウ、カワラハコ	ナンカイヒメイワカガミ、カラタチバナ	ヒメシャガ
			ヤマユリ	ヒルムシロ、キンラン	スズサイコ、シソクサ、ホッソモ	オオアオスゲ
			エビネ	セッコク、クモラン	ナガエミクリ、マメツタラン、ギンラン	サイハイラン
			5	8	14	5
哺乳類					カヤネズミ、ムササビ	
						2
鳥類				タマシギ	ヤマドリ、カイツブリ、バン、ハチクマ	
					1 オオタカ、サシバ、オオコノハズク	
					サンコウチュウ、セッカ	
						9
爬虫類				ニホンイシガメ		ジムグリ
						1
両生類				オオサンショウウオ		
				アズマヒキガエル		
				ナゴヤダルマガエル		
				アカハライモリ		
				モリアオガエル		
				5		
魚類			ニホンウナギ	ヤリタナゴ		
			カワバタモロコ	ネコギギ		
			ミナミメダカ	ホトケドジョウ		
				3 アユ		
				イチモンジタナゴ		
				5		
昆虫類			マイコアカネ	タガメ、ミドリシジミ	トラフトンボ、ヒメタイコウチ	ネアカヨシヤンマ
			ホシチャバネセセリ	ウラギンスジヒョウモン	アカマダラコガネ、シマゲンゴロウ	モートンイトトンボ
			ウラナミジャノメ		3 トラフカミキリ、ギンイチモンジセセリ	オツネイトンボ
				3	ミヤマチャバネセセリ、オオムラサキ	アオイトトンボ
					フタモンクモバチ、クロマルハナバチ	ヨツボシトンボ
					モンズズメバチ、キイロヤマトンボ	ネグロクサアブ
						12 ミヤマカラスシジミ
						7
十脚甲殻類					モクスガニ	
						1
淡水貝類				マツカサガイ		
				イシガイ		
				ヌマガイ		
				マシジミ		
				4		

資料：守りたい加茂の豊かな自然

③ 特定外来生物

美濃加茂市で見られる特定外来生物

分類群	種名
種子植物	オオフサモ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ
哺乳類	ヌートリア、アライグマ、
鳥類	ソウシチョウ
両生類	ウシガエル
魚類	カダヤシ、オオクチバス、ブルーギル

資料：守りたい加茂の豊かな自然

8 市民の思い

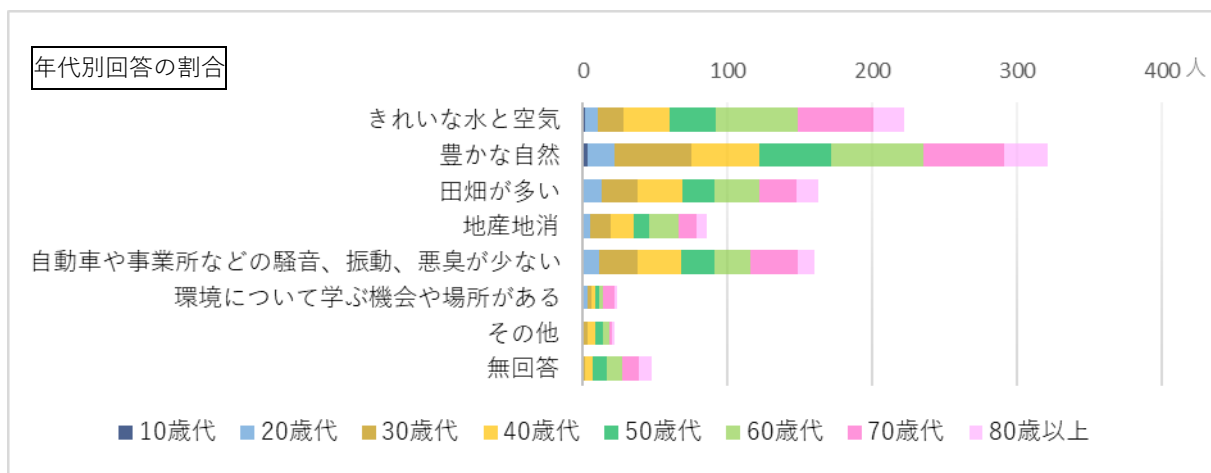
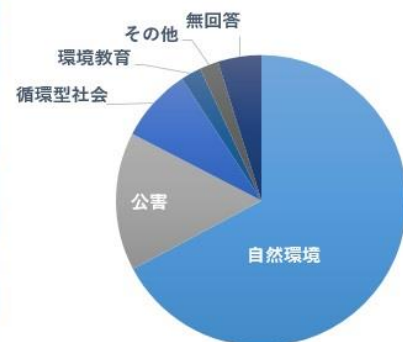
市が毎年実施する市民満足度調査に環境に関する項目を設定し、調査を行いました。

- ・調査対象 美濃加茂市在住の18歳以上を無作為に抽出
- ・調査期間 平成30年8月
- ・配布数 1500通
- ・回答率 有効回答数617通 有効回答率41.1%
- ・その他 1つの質問に対して複数の回答を選択可能としています

① 日常生活において、環境に関して満足度の高いものは何ですか

「豊かな自然」の割合が52.2%と最も高く、次いで「きれいな水と空気」の割合が36.8%となっており、自然環境に対する満足度が高いことがわかります。

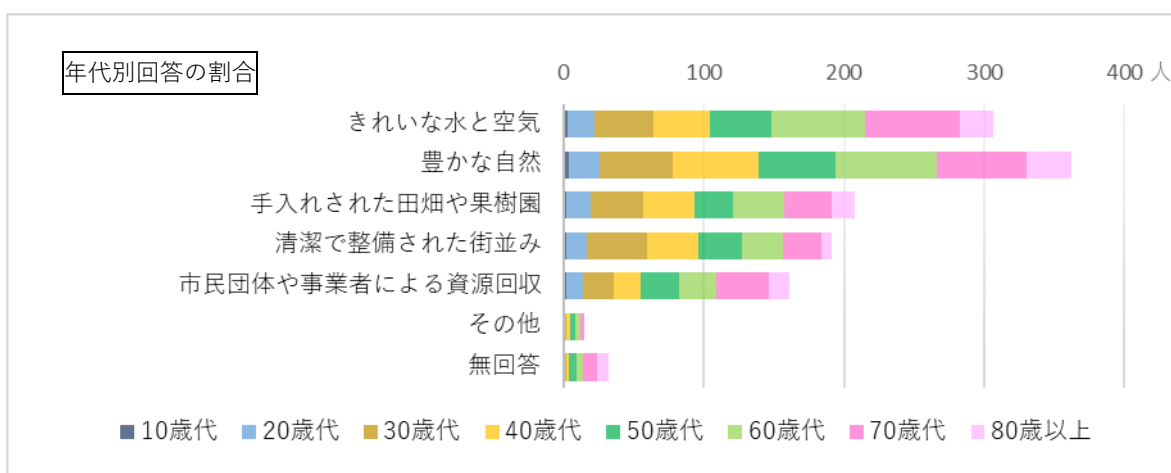
分野	回答	割合 (%)
自然環境	豊かな自然	52.2
	きれいな水と空気	36.8
	田畑が多い	26.4
公害	自動車や事業所などの騒音、振動、悪臭が少ない	26.4
循環型社会	地産地消	14.1
環境教育	環境について学ぶ機会や場所がある	3.9
	その他	3.6
	無回答	8.3



② 将来に残していきたい美濃加茂市の環境資源は何ですか

「豊かな自然」の割合が59.3%と最も高く、次いで「きれいな水と空気」「手入れされた田畑や果樹園」となっており、自然環境の分野の割合が高くなっています。

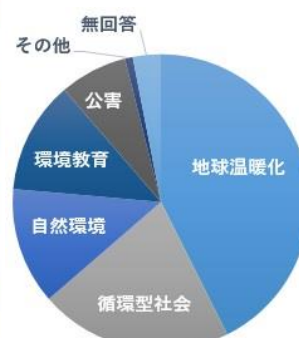
分野	回答	割合 (%)
自然環境	豊かな自然	59.3
	きれいな水と空気	50.2
	手入れされた田畑や果樹園	33.9
公害	清潔で整備された街並み	31.3
循環型社会	市民団体や事業者による資源回収	26.7
	その他	2.4
	無回答	5.5

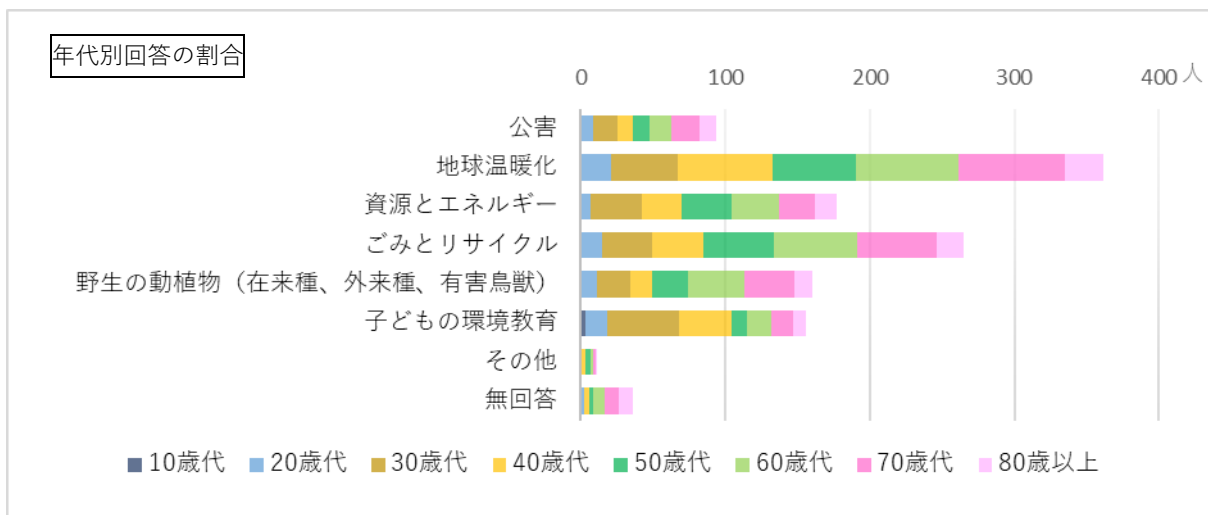


③ 関心のある環境問題は何ですか

「地球温暖化」の割合が59.0%と最も高く、次いで「ごみとリサイクル」の割合が43.4%、「資源とエネルギー」の割合が29.0%となっており、地球温暖化の分野について問題意識が高いことが分かります。

分野	回答	割合 (%)
地球温暖化	地球温暖化	59.0
	資源とエネルギー	29.0
循環型社会	ごみとリサイクル	43.4
自然環境	野生の動植物（在来種、外来種、有害鳥獣）	26.4
環境教育	子どもの環境教育	25.4
公害	公害	15.2
	その他	1.8
	無回答	6.3

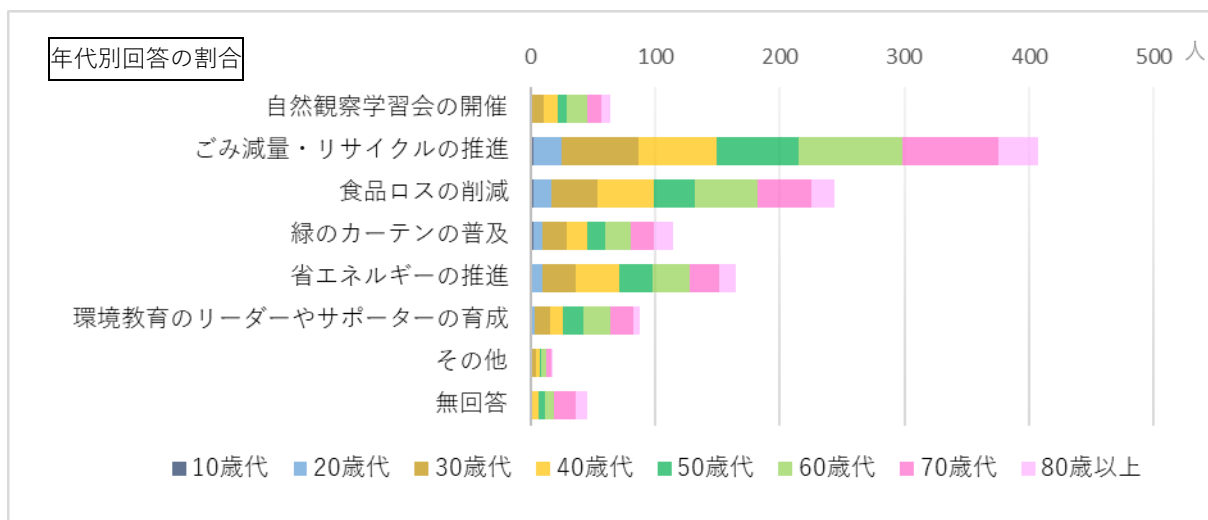
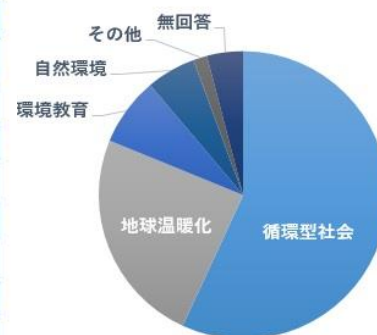




④ 環境を良くするために、市民、事業者、行政が共同で取り組めることは何だと思いませんか

「ごみ減量・リサイクルの推進」の割合が66.8%と最も高く、次いで「食品ロスの削減」の割合が39.9%となっており、循環型社会の形成に共同で取り組めると考えている人の割合が高いことが分かります。

分野	回答	割合 (%)
循環型社会	ごみ減量・リサイクルの推進	66.8
	食品ロスの削減	39.9
地球温暖化	省エネルギーの推進	27.1
	緑のカーテンの普及	18.5
環境教育	環境教育のリーダーやサポーターの育成	14.4
自然環境	自然観察学習会の開催	10.4
	その他	2.9
	無回答	7.6



第3章 将来環境像と将来イメージ

1 総合将来環境像 [計画のキャッチフレーズ]

「総合将来環境像」は、第1次計画策定時に、将来、美濃加茂市を「こんなまちにしたい」という平成34年度（令和4年度）を展望した総合的かつ長期的な環境像です。

市民、事業者、市の三者が連携し、「総合将来環境像」の実現に向けて「環境まちづくり」を推進します。

自然を友とし 環境を育み 未来に引き継ぐまち みのかも

「自然を友とし」

身近な自然に親しみ、そのなかで楽しみながら暮らすことをいいます。

「環境を育み」

まわりを見渡してみると、自然も街並みも、人がてをにかけていると安全で暮らしやすいと感じます。

「未来に引き継ぐまち」

自然に親しみながら生きる暮らしの知恵を、まちぐるみで子どもたちに伝えていこうという意志を表しています。

2 将来環境像と将来イメージ

「将来環境像」は、平成34年度（令和4年度）を目標年度として、自然環境、生活環境、地球環境の3つの環境について、第1次計画で「市民が“こうしたい”」と思った将来イメージをまとめたものです。

第3次計画策定にあたり、目標年度を3年後に控え、その具体的なイメージに近づいているかを検証し、第1次計画のその後の国際情勢や社会動向を視野に入れた項目を追加して、現状での「将来イメージ」をまとめました。

また、第1次計画で「生活環境」の分野にあった資源やエネルギーに関する項目は、現在の国際情勢や国では地球温暖化対策の一環として位置づけられているため、「地球環境」の分野へ組み換えました。

検証結果として、将来イメージへの達成度を、100%に近い…○、50%程度…△、3年後の達成は難しい…× で表しています。

◆将来環境像①

自然環境：自然と共生するまち

◇「自然とのつきあい」にかかわる将来イメージ	
・鳥のさえずりが聴け、自然の移り変わりを感じられる環境が息づいている	○
・大切にしたい動植物を守るボランティア市民がいる	○
・子ども達が、夏休みに、虫取りや昆虫観察を行う体験教室がある	○
・自然と親しめる遊歩道が整っている	○
・市内できれいに星が見られる所が残されている	○

◇「大地と緑」にかかわる将来イメージ	
・豊かな北部地区の自然が、保護・育成されている	△
・市民の手で、里山の手入れが行われている	△
・農地が保全され、農薬使用の少ない安全な農作物が供給されている	△
・米・野菜・果物が、自分の住む地域でまかなわれている	○
・豊かで多様な生きものを育む場所がある	○
・緑の多い街並みがある	△
・子どもたちが遊べる草原が近くにある	△
・まち全体が季節を感じさせ自然にとけ込んでいる	△

◇「水と水辺」にかかわる将来イメージ	
・河川には、多自然型の護岸で清らかな水辺がある	×
・緑の木立が並ぶ木陰のある川辺がある	○
・田んぼの用排水路に、様々な生きものが見られる	△
・まちなかの川で水遊びができる	△
・ネコギギ・ホタルなどの大切にしたい生きものの個体数が増えている	△

◆将来環境像②

生活環境：住みよい快適なまち

◇「総合環境配慮」にかかわる将来イメージ	
・廃棄物について皆が知り、ごみを減らすことを語り合っている	△
・製造者責任が徹底されて、購入した商品は、使用后、製造者へ返却されている	×
・市民と事業者によりフロン回収が徹底されている	○
・モラルが向上し、ごみ一つ落ちていないきれいなまちになっている	×
・市内には気軽に利用できる資源回収の拠点多く存在している 《追加》	○

◇「廃棄物」にかかわる将来イメージ	
・小売業者とタイアップして、レジ袋・トレイをやめ、量り売りをしている	×
・ごみの減量化に努め、生ごみなどをほとんど出さない	×
・フリーマーケットなどで再利用をすすめ、物を大事にしている	△
・意識しないでも、不用物はすべてリサイクルされている	△

◆将来環境像③

地球環境：環境配慮の息づくまち

◇「健康」にかかわる将来イメージ	
・深呼吸した時「おいしい」と言えるすみきった空気がある	△
・過大な環境負荷や公害がなくなっている	×
・市民が健康的に生活できる環境が保たれている	○

◇「都市空間」にかかわる将来イメージ	
・自然や潤いを感じることで、ゆとりのある公園がまちなかにある	○
・街角にちょっと休憩でき、おいしい水が飲める場所がある	△
・家族でゆったりと、自分達の住んでいる街を歩いて楽しめる	○
・あい愛バスなどの公共交通機関がゆきとどき、手軽に利用しやすくなっている	△

◇「資源・エネルギー」にかかわる将来イメージ	
・資源・エネルギーについて皆が知り、語り合っている	○
・省エネに心がけ、電気・ガスなどの使用量が少なくなっている	△
・環境に配慮して、車の利用が少なくなっている	×
・燃料電池などが普及している	△
・太陽光、風力などの自然エネルギーを自分で取り入れている	△
・節水や雨水利用などで水資源を大切にしている	△

◆共通基盤的取組み

◇「共通基盤（環境教育）」にかかわる将来イメージ	
・幼児から高齢者まで、成長過程に応じた環境教育が受けられる	○
・ほしい時に必要な環境情報が手に入る	△
・市民の主体的な環境活動が育っている	△
・行政の環境施策に多くの市民が意見を出し、一緒に取り組んでいる	△
・流域圏の市外の人々とも定期的に交流が図られている	△
・様々な国籍の人が環境講座に参加している 《追加》	×

第4章 重点プロジェクト

第4章では、「自然環境」「地球環境」「生活環境」及び「共通基盤的取組（環境教育等）」の分野で重要施策として取り組む4つの重点プロジェクトの内容を示します。

重点プロジェクトは、市民・事業者・市が共同で推進する多様な取組の中から、特に重点をおいたプロジェクトです。第3次計画では、第2次計画の重点プロジェクトを引き継ぎ、国際情勢や社会の動向を反映させた内容にしています。

1 「自然環境」の分野

プロジェクト名	生物多様性を守るプロジェクト			
現状・課題	<p>市内には、三和のゲンジボタルや国指定天然記念物ネコギギなど、貴重な生物が生息しています。平成27年から「みのかも定住自立圏」の町村と連携して、圏域の自然環境基礎調査を行い、その結果をまとめた書籍「守りたい加茂の豊かな自然」を刊行しました。その中で、本市は、日本全国の植生分布の交差点に位置する豊かな自然環境のもと、実に多様な動植物が生息する地域であることが分かりました。これらは次世代に引き継ぐべき市の財産です。</p> <p>平成22年に名古屋で開催されたCOP10以降、「生物多様性」という新しい言葉が徐々に浸透してきました。地域固有の在来種の保護や、外来種の駆除については、市民、事業者、市が一体となって知識を深め、保全活動を行っていくことが必要です。</p>			
取組の方向性と事業内容	<p>みのかも定住自立圏域の町村と共同で策定した「生物多様性地域戦略」により、今後より一層、市民と圏域住民の知識を深め、自然に親しみ魅力を発信する機会を増やすために取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然観察や里山歩き等の自然環境に関する学習会の開催 ○自然環境調査の継続 ○「守りたい加茂の豊かな自然」の活用 ○外来種生物の調査・駆除 ○里山等の整備と有害鳥獣の調査・駆除 			
市が率先して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○自然観察学習会、特定外来生物の生息調査・駆除活動を推進します。 ○有害鳥獣の駆除や里山の保全を目的とする整備事業を推進します。 ○市民団体、大学、地域と連携し、自然環境調査を継続します。 ○生物多様性の保全に関する情報発信を行います。 			
市民・事業者が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○自然観察会に参加します。 ○貴重な動植物の保全と特定外来生物の調査や駆除活動に取り組みます。 ○市の機関と連携し、有害鳥獣の防除に取り組みます。 			
めざす将来のすがた	将来のすがた	成果指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
	豊かな自然環境に楽しみ を見つけて暮らしている	生物多様性加茂プランによる 現地の活動回数(年間)	—	5回

2 「生活環境」の分野

プロジェクト名	循環型社会をつくる4Rを推進するプロジェクト			
現状・課題	<p>ごみ問題は、私たちの生活に直接関わる問題であると同時に、国際的にもマイクロプラスチック問題や食品ロスなどが注目されています。市では、ごみと資源の分別や、生ごみの堆肥化と水切り等を推進してきました。また、近年市内には、事業者による資源回収の拠点が増え、誰もが利用しやすくなっており、市民の意識も、手軽なごみ出しから資源回収優先へと変化してきました。</p> <p>美濃加茂市の家庭から排出されるごみの量は減少傾向が続いていますが、可茂管内では1世帯当たりのごみ排出量が最も多いのが現状です。環境への負荷を軽減するために、ごみ減量に向けての研究と「4R」の継続した取組が必要です。</p> <p><用語解説> 循環型社会…大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。 4R…ごみ減量につながる「R」から始まる4つの行動のこと。①必要でないものは断る「リフューズ Refuse」 ②発生させない「リデュース Reduce」 ③再利用する「リユース Reuse」 ④再資源化する「リサイクル Recycle」。</p>			
取組の方向性と事業内容	<p>市民、事業者、市が共同で「4R」を推進するために、ごみのもとをなくす「リフューズ」と「リデュース」を普及させるとともに、「リユース」と「リサイクル」の継続した取組により、資源の有効活用に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民団体や事業者による資源回収の推進 ○ごみ減量や食品ロスに関する講座の開催 ○プラスチックごみ削減 ○間伐材、剪定枝等を活用した燃料転換や堆肥化の推進 			
市が率先して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、団体、事業者のごみ減量に関する取組を支援します。 ○廃食油を回収し、BDF燃料への転換を推進します。 ○ごみをもとからなくす「リデュース」と「リフューズ」の取組や食品ロス削減の取組を推進し、情報発信します。 			
市民・事業者が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○「4R」を推進する消費行動や企業活動に取り組みます。 ○地域における集団資源回収活動に積極的に参加します。 ○家庭廃棄物処理機器購入補助制度を活用してごみ減量に努めます。 ○食品ロス削減に向けて取り組みます。 ○「4R」を推進するための活動やごみ減量化に関する講座に参加し、ごみ減量を実践します。 			
めざす将来のすがた	将来のすがた	成果指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
	ごみについて生活スタイルを見直し、モラルの意識が向上している	1人1日当たりの可燃ごみ排出量(生活系)※	589g	570g

※出典：環境省「日本の廃棄物処理 平成29年度版(平成31年3月発行)」
 廃棄物処理法による算出方法で、市民団体や学校PTA等が行う資源回収の紙類等回収量「集団回収量」を含む。

参考：全国1,741市区町村の平均 920g。人口5万～10万規模の平均 650g。岐阜県平均 892g。
 美濃加茂市は全国454位県内21位。可児市569g 全国354位県内18位。

3 「地球環境」の分野

プロジェクト名	地球にやさしいエコタウンプロジェクト			
現状・課題	<p>国は、平成28年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」により、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%削減するという中期目標を掲げ、家庭・事業者・行政の各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋をつけるとともに、長期的目標として2050年までに80%削減を目指すことを位置付けています。</p> <p>夏季の猛暑や集中豪雨、冬季の豪雪など、近年の極端な気象の原因の1つとされているのが、地球温暖化であり、温室効果ガスの削減は急務です。</p>			
取組の方向性と事業内容	<p>市民、事業者、市が連携して、一人ひとりが地球温暖化対策や省エネルギー等の知識を深め行動することで、温室効果ガスの削減につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑のカーテンやキャンドルナイトによる啓発活動 ○地産地消の推進 ○エコカーの普及とエコドライブの推進 ○再生可能エネルギー、高効率機器（LED照明等）の導入促進 			
市が率先して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○緑のカーテンの普及や、市内各地で開催されるキャンドルナイトイベントを支援し、地球温暖化対策の啓発を行います。 ○愛あいバス等の公共交通機関の利用を促進します。 ○再生可能エネルギーの導入について、調査を継続します。 ○CO₂を吸収する山林の保全に努めます。 ○美濃加茂市環境保全率先行動計画に基づき、エコオフィスのシステムで、温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ○クールビズ、ウォームビズを実施します。 ○公共施設をクールまたはウォームシェアスポットとして活用します。 			
市民・事業者が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○緑のカーテンや電化製品の省エネルギーについて学び、実践します。 ○環境家計簿を利用し、省エネルギーを見える化します。 ○再生可能エネルギー機器を導入します。 ○高効率機器（LED照明、省エネ型エアコン等）への転換に取り組みます。 ○自動車燃料の節約、エコカーの導入に取り組みます。 ○愛あいバス等の公共交通機関を利用します。 ○クール・ビズ、ウォーム・ビズを実施します。 ○農作物などは、地元の商品を購入します。 			
めざす将来のすがた	将来のすがた	成果指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
	地球温暖化についての意識が高まり行動につながっている	再生可能エネルギー導入件数（家庭・事業所累計）※	2,729件	3,000件

※再生可能エネルギーの市町村別導入件数は、資源エネルギー庁が公表しています。

4 共通基盤的取り組み（環境教育等）

プロジェクト名	次世代につなげる環境教育プロジェクト			
現状・課題	<p>近年、当市における環境講座やイベントへの参加者は増加傾向にあり、市民の環境問題への関心は高まっています。市内では、様々な環境の分野で活躍する人々が講師となり、知識や体験を次世代へつなぐ役割を担っています。</p> <p>すべての世代において、身近な環境への関心を深め、環境に関する様々な講座やイベントに参加するなどして知識のレベルアップを図ることが、環境保全への第一歩であり、環境教育リーダーやサポーターの育成にもつながります。</p>			
取組の方向性・事業内容	<p>市民・事業者・市が連携し、すべての世代を対象とした、環境保全に関する様々な講座やイベントを開催します。また、小中学校における環境教育の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する情報発信や学習の場として、環境フェア等のイベント開催 ○小中学校向け環境教育プログラム作成、出前講座、カワゲラウォッチング授業の実施 ○小中学校の環境教育で活用できる環境副読本の作成 ○だれもがごみ出し等のルールやマナーを学ぶ機会の提供 			
市が率先して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○岐阜県・財団法人の各種プログラムや、大学・NPO法人等の人材を活用し学校の環境教育を支援します。 ○親子で参加できる環境講座を開催します。 ○環境に取り組む人が活躍し、未来の世代へ伝える機会を提供します。 ○みのかもクリーン作戦等の環境イベントで活躍する子どもボランティアを育成します。 ○だれもがごみ出し等のルールやマナーを学ぶ機会を提供します。 ○「こどもエコクラブ」の登録・活動についてPRします。 			
市民・事業者が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育・学習講座に積極的に参加します。 ○環境教育リーダーやサポーターとして市が実施する事業に協力します。 ○学んだ環境保全の行動を家庭や地域に普及啓発します。 ○みのかもクリーン作戦や自治会主催の清掃活動などに積極的に参加し、環境ボランティア活動を実践します。 			
めざす将来のすがた	将来のすがた	成果指標	現状値	目標値 (令和11年度)
	1人ひとりが環境問題に関心を持ち、未来の世代へ伝えようとしている	環境学習や環境ボランティアの参加人数(年間延べ人数)	28,500人	30,000人

第5章 市の環境施策一覧

第5章では、第3章の将来環境像や環境イメージを実現し、総合計画との整合を図るために、市の各課が推進する環境施策をまとめました。

1 「自然環境」の分野

NO	事業名	内容説明	課名
1	下水道への接続の促進	河川を守るため、下水道が供用開始した区域においては、下水道への接続（水洗化）を促進するとともに、下水道整備区域外においては合併処理浄化槽の普及を促進します。	上下水道課
2	自然体験施設の活用	御殿山の奥山自然遊歩道やキャンプ場、みのかも健康の森、さくらの森などの施設の活用を図り、自然と触れ合う機会を提供します。	産業振興課 農林課
3	親水スポットの活用と整備	木曾川河川敷や河川について、改修に合わせて親水スポットの整備を図るとともに生物の生息環境保全、自然的景観の創出、水質浄化機能の向上といった多自然型の整備を進めます。	土木課
4	街中の緑地の保全と活用	身近な自然を体験できるような緑地の活用を図るため、市民参加のワークショップなどを開催して、街中の緑地や公園の整備をすすめます。	土木課
5	自然を対象とした体験学習の実施	小中学校ごとに、身近な自然を親しむために、里山や河川の観察、カワゲラウォッチング、学校の森などでの体験学習を行います。	学校教育課
6	自然環境調査とデータベースの充実	岐阜大学、美濃加茂自然史研究会などの専門家の協力を得ながら、地形・地質、植生・植物相、各種動物などの継続的な調査とデータベースの充実を推進します。	文化振興課
7	水生生物の保護・育成	ネコギギ、ゲンジボタルなどが生息する川浦川や市内の川に残されている豊かな生態系について、多面的な調査と保護・育成を推進します。	文化振興課
8	みのかもの自然ガイドブックの作成	ふるさとファイル「川浦川の生きものたち」、「大地の生い立ち美濃加茂」、「ホテル来い」、「みのかものスマイル」といった自然ガイドブックを今後とも充実させていきます。	文化振興課
9	自然体験講座の充実	自然観察やみのかも文化の森などで行っている自然体験講座を充実させていくとともに、指導員等の人材を育成します。	文化振興課
10	市民農園の充実	市民が気楽に土にふれあい、収穫の喜びを感じることで市民農園を充実し、身近な自然を体験できる機会を提供します。	農林課

11	森林の計画的な整備	森林の持つ生物多様性や水源の保全、土砂流失の防止、二酸化炭素の吸収などの機能を守るため、森林組合と連携し、森林の荒廃を防ぎ計画的な森林整備を推進します。	農林課
12	里山再生の推進	生活に密着した里山の自然と景観を守るため、講習会の実施や森林ボランティアの育成などを推進し、所有者や地域住民と協力し、整備後の里山の維持管理に取り組んでいきます。	農林課
13	農地の計画的な整備	生物が生息する環境と、温暖化の防止に貢献する農地を保全するため、水田の有効活用を推進し、農業生産の確保と自給率の向上を図ります。	農林課
14	クリーン農業の推進	「安全・安心」な農作物を提供するため、土壌診断機を活用し減農薬、減化学肥料を使用することで、自然にやさしい農業を目指します。	農林課
15	耕作放棄地の解消と再生	環境にやさしい農地を保全するため、耕作放棄地の所有者と連携し、農地の集積利用の促進や貸農園としての活用などにより、農地の有効活用を推進します。	農林課
16	環境と調和した住宅開発の誘導	地域住民と協働で望ましい土地利用の方向を定め、自然環境の保全と計画的で秩序ある土地利用を誘導するための地区計画・建築協定等の制限区域を設け、良好な住宅地を確保していきます。	都市計画課
17	地域の特色を生かした景観まちづくり	里山景観や歴史的まちなみ景観等、地域の特色ある景観と環境を保全し、育成するために、住民と協働し地域の特性に合った景観づくりのルールを定めるまちづくり運動を推進します。	都市計画課
18	保存樹・保存樹林の指定	美濃加茂市の保存すべき樹木や樹林などについて、保存樹の指定を行い、緑化の推進と緑地の保存を行います。	都市計画課
19	自然豊かな河川整備の推進	市内の河川には、豊かな自然が残されているため、河川管理者と連携し、市民が身近な自然学習の場として活用できるよう水と親しむことのできる河川整備を推進します。	都市計画課
20	開発行為に対する自然環境保全指針の策定と運用	開発事業を行う際の環境対策を定めた指針を策定し、適切な指導を行うことにより、開発事業者の自主的な環境保全対策を推進します。	環境課
21	市民参加型の河川水質調査などによる意識向上	市民が実際に水質を体験するプログラムとして、水生生物調査「カワゲラウォッチング」や簡易水質検査などを活用し、水質浄化への意識啓発をはかります。	環境課
22	公害の測定・監視と指導の充実	公害を未然に防ぐため、大気、水質、騒音の状況を継続して測定し、環境保全協定の締結等を推進します。また、野焼きなどの苦情については、地域の問題として対処していきます。	環境課
23	花いっぱい運動の推進	花苗の支給などにより、家庭や路肩などの花壇を花で飾り、身近な自然が感じられる美しいまちづくりを推進します。	環境課
24	不法投棄監視体制の強化	ポイ捨て防止条例による環境美化推進員の定期パトロールや市民との連携により不法投棄の早期発見に努めます。また、警察・県との連携により美しい自然環境を守ります。	環境課

25	生物多様性の保全の推進	生物多様性を守る取組をみのかも定住自立圏市町村と共同で進めます。生物多様性地域戦略の実践、自然環境調査、講演会、勉強会などを開催し、これらの取組について普及啓発します。	環境課
----	-------------	--	-----

2 「生活環境」の分野

NO	事業名	内容説明	課名
26	溶融スラグの公共工事への受け入れ推進	可茂広域で発生する溶融スラグについて、積極的に公共工事で活用し、廃棄物の循環利用を促進します。	土木課
27	アダプト・プログラム（施設の里親制度）の推進	一定区画の公共空間（駅前、繁華街、道路、公園、河川など）を、里親として申し出た地域住民、団体と行政が契約を交し、役割分担の下、環境美化などの維持管理を行う制度を推進します。	土木課
28	エコキャップや資源の回収推進	生徒会活動やPTA活動と連携し、エコキャップ、アルミ缶の回収や資源回収を行うことにより、循環型社会の大切さを学習します。	学校教育課
29	エコバッグの普及促進	市民の意識向上につながるよう、エコバッグの普及を推進します。	環境課
30	エコハウスとリサイクル拠点の整備	エコハウスは、資源回収を通して環境教育にもつながるような施設として、市民協働の運営を進めます。	環境課
31	事業系ごみの減量	大規模事業所に対するごみ減量・リサイクル計画書の提出指導など、増加率の大きい事業系ごみの減量促進を図ります。	環境課
32	資源回収の推進	市が収集する資源物や、市民団体等や学校PTA等による集団回収を推進するため、拠点の整備を図るとともに、市民への情報提供に努めます。	環境課
33	生活系ごみの減量	生ごみの堆肥化、剪定枝のチップ化などを、処理機器の購入補助や、ごみ減量効果のPRにより促進します。また、ごみ収集の見直しなどにより、生活系ごみの減量を図ります。	環境課
34	廃食用油を燃料として再利用	廃食用油の回収拠点を整備し、BDF燃料としての再利用を推進します。	環境課
35	家庭における食品ロス削減の啓発	食べすぎによる健康への影響の意味からも、食料品の買いすぎを控えるよう食生活の見直しを啓発し、食品ロス削減を図ります。	健康課
36		家庭で不要になりそうな食材や、家庭菜園の旬の野菜等が食品ロスにならないよう、講座等を開催し、食品ロス削減を実践します。	健康課 環境課

37	事業所における食品ロス削減の啓発	事業所から排出される食品残さの削減や、3010運動の推進について啓発します。	環境課
----	------------------	--	-----

3 「地球環境」の分野

NO	事業名	内容説明	課名
38	家庭における節水の促進	水は限りある資源であり、その浄水過程で多量のエネルギーが使われていることから、風呂水や雨水の利用、節水型機器の啓発などを進めます。	上下水道課
39	商店街の緑化推進	クールタウン化を推進するため、中心市街地と商店街に活力と潤いを与えるため、つる性植物による「緑のカーテン」や店先で花や植木を育てるまちづくりを推進します。	産業振興課
40	雨水透水性舗装の推進	地下水の保全をはかり、都市気候の温暖化の緩和のため、新規の道路や公共駐車場の整備の際に雨水透水性舗装を推進します。	土木課
41	歩道・自転車道の整備充実	低炭素社会への取組みとして、歩道・自転車道の整備を推進し、自動車より徒歩・自転車が選択されるような環境整備を進めていきます。	土木課
42	「緑のカーテン」・ガラスフィルムの設置	学校や市施設の窓や壁面に、つる性植物等による「緑のカーテン」を育てたり、窓ガラスに省エネ効果のあるガラスフィルムを貼ったりすることで、夏の冷房を節約し、地球温暖化についての学習を推進します。	学校教育課 総務課
43	グリーン購入の周知	市役所各課における環境に配慮した物品購入を促進するため、具体的な品目等について周知します。	環境課
44	公共工事における環境配慮	公共工事における環境配慮を促進するため、土木・建築工事の発注仕様書等で条件を明示します。	財政課
45	市施設における再生可能エネルギー設備の導入	公共施設においては、防災上の独立電源の意味からも再生可能エネルギー設備の導入を図ることができるよう、国や県の補助制度等の情報を周知します。	環境課
46	LED照明等省エネルギー機器への転換	消費電力が少なく耐用年数が高いLED照明を、公共施設や防犯灯、商店街における街路灯への導入を推進します。また、エコキュートなど省エネ器具の導入を進めます。	総務課 防災安全課 産業振興課
47	地産地消の推進	地元で取れた農作物を地元で消費することは、地元農業の育成だけでなく、輸送距離が短くなり、CO ₂ の削減に貢献できるため、その取組みを促進していきます。	農林課

48	環境に優しいあい愛バス運行形態の検討	あい愛バスの車両を将来更新するに当たっては、環境に優しい車両を導入していきます。	地域振興課
49	新たな公共交通ネットワークの検討	先進都市の実態を把握し、環境にやさしい公共交通ネットワークを検討していきます。	地域振興課
50	環境配慮の実践を周知	環境に配慮している家庭や事業所を広報、ホームページなどで紹介し、一般の意識啓発に役立てます。	環境課
51	「エコオフィスのかも」の充実	現在ある「エコオフィスのかも」を実効性の面から見直し、市役所のエネルギー消費量の削減を推進します。また、推進状況の公表など内容の充実を図ります。	環境課
52	省エネ対策の推進	電気のスイッチをこまめに切ることや、自動車のアイドリングストップなど、簡単に始められる省エネ対策を、市民・事業者・市が一体となって推進します。	環境課
53	家庭における再生可能エネルギーの普及促進	家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや、燃料電池、ハイブリッドなどについて、啓発し普及に努めます。	環境課
54	植栽による緑化促進	大気の浄化に役立つ樹木として県が選定した「大気環境木」などによる工場敷地や地域の緑化を推進します。	環境課
55	公用車のエコ車両の導入	公用車の更新にあたっては、温室効果ガス排出量削減につながる車両の導入を推進します。	総務課

4 共通基盤的取り組み（環境教育等）

NO	事業名	内容説明	課名
56	出前講座における環境学習の充実	市職員、事業者、市民、市民団体による環境に関する出前講座のメニューを増やすなどの充実を図っていきます。	生涯学習課
57	自然体験講座と環境学習メニューの充実	市民協働により、地区や図書館における生涯学習の中に自然体験や地球温暖化防止対策についての環境学習を取り入れていきます。	生涯学習課
58	図書館の環境に関する蔵書の充実	市民に、自然保護やごみ問題、温暖化ガスなどに関する情報を提供するため、環境に関する蔵書や映像資料などの充実を図ります。	生涯学習課
59	環境実施計画の進捗管理と改善活動の推進	エコオフィスや目標進捗管理のシステムを活用し、環境実施計画の実践に対する進捗管理や改善を推進します。	環境課

60	環境ボランティアリーダー・サポーターの育成	みのかも市民活動サポートセンターにおける環境に関する講座を開設し、環境ボランティア団体及び環境コーディネーター等を育成していきます。	地域振興課
61	地域コミュニティ・環境団体によるまちづくりの支援	地域コミュニティ・環境団体による環境活動などに対し支援するための助成制度の導入を図り、自主的で主体的なまちづくりを進めます。	まちづくり課
62	環境に関する講座やイベントの開催と充実	NPO 法人、市民団体、企業等と連携し、自然体験やごみの減量化などの講座や環境フェア等のイベントを開催し、市民意識の向上を図るとともに、市民参加を促進します。	環境課
63	定住自立圏内の町村との連携	定住自立圏内の、共通の環境問題について研究し、連携を図ります。また、生物多様性の保全や自然環境基礎調査など広域的に対応することが効率的であるものについては、共同して実施します。	環境課
64	子どもの食育	学校給食の食べ残しを減らすため、食に関する指導を実施し、子どもたちに食料の大切さを伝えます。	教育総務課
65	里山を活用した人材育成の推進	里山を最先端の学び舎として、里山における地域の課題解決と連動した人材育成を進めていきます。	農林課
66	託児付きの講座等を開催	子育て世代も環境講座に参加できるよう、託児付きの講座等を開催します。	環境課

第6章 計画の推進

1 推進体制

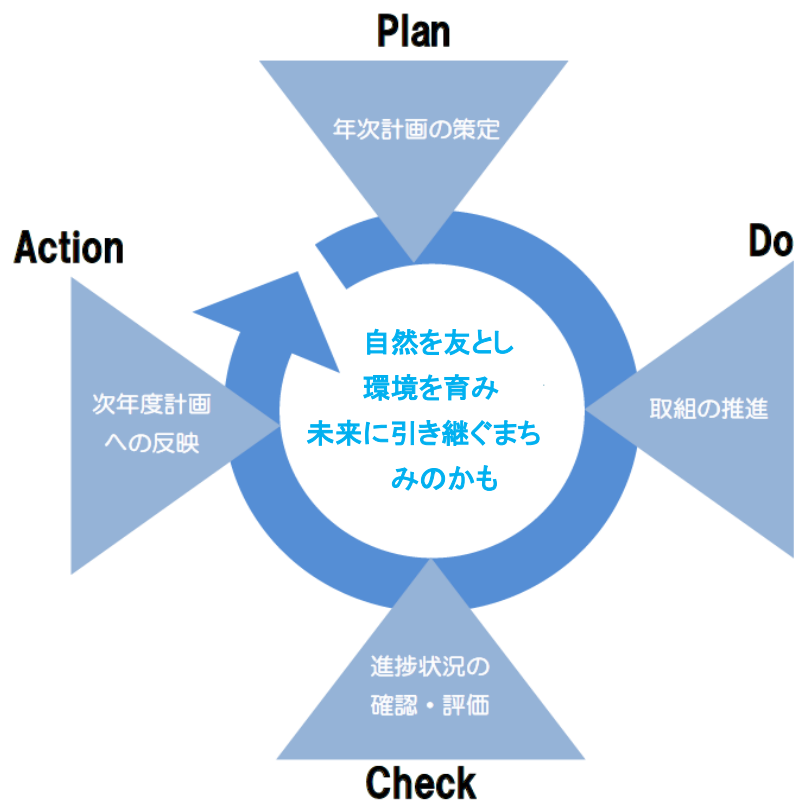
① 市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市の3者が連携し、パートナーシップの下に計画を進め、多くの市民が参加できるような仕組みで、重点プロジェクトを推進します。

② 総合計画との連動

本計画は、総合計画を環境面から補完する個別計画と位置づけられているため、総合計画の推進体制に組み込み、事業を推進します。

また、行政サービスマニュアルによるPDCAサイクル（P：Plan 計画、D：Do 実施、C：Check 評価・分析、A：Action 改善）を活用し、関係課と連携して全庁的な体制で計画の実現を図ります。



2 進行管理

美濃加茂市環境基本条例第13条に基づき、本計画に関する事業の実施状況について、年次報告書「みのかもの環境」を作成し公表します。

資 料

○美濃加茂市環境基本条例

平成 12 年 12 月 26 日
条例第 34 号

私たちのまち美濃加茂市は、中山道の宿場町として栄えた歴史と伝統を有しています。また、緑豊かな大地と清流木曾川に代表される豊かな水に恵まれた自然環境の中で、岐阜県における交通の要衝として、着実に発展してきました。

しかし、近年、社会経済の飛躍的な発展と物質的な豊かさを求める生活様式が、大気汚染、水質汚濁や緑の減少など様々な形で、私たちの身近な自然環境に影響を及ぼしています。

もとより、すべての市民は、良好な環境の下に健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責任と義務を有しています。

私たち市民は、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、地域から行動を起こし、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組んでいかなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、水と緑に囲まれた潤いのある環境を守り、そして健全な社会を創り出し、将来の世代まで引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市民、事業者と市の責任と義務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「豊かで快適な環境」とは、きれいな大気と水、多様な自然、歴史的又は文化的遺産に恵まれた文化、良好な景観などをいい、市民が住みよさと心の豊かさを感じることができる環境をいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染、それ以外の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

4 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動やそれ以外の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭などによって、人の健康と生活環境（人の生活に密接に関係のある財産や動植物、またその生育環境を含みます。）に関する被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 豊かで快適な環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければなりません。

2 豊かで快適な環境の保全と創出は、人と自然とが共に生きる社会において、市民の良好な環境を享受する権利を守り、将来の世代へ引き継いでいくことを目的に行われなければなりません。

3 豊かで快適な環境の保全と創出は、すべての者が自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行われなければなりません。

4 地球環境の保全是、すべての事業活動と日常生活において積極的に推進されなければなりません。

(市民の責任と義務)

第4条 市民は、その日常生活の中で、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

3 前2項に定めるもの以外に、市民には、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときには、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりしなければなりません。

4 前3項に定めるもの以外に、事業者には、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(市の責任と義務)

第6条 市には、豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、しかも計画的に推進する責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関すること。

2 市は、市の施策を策定したり、実施したりするときは、この条例の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組まなければなりません。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を、総合的に、しかも計画的に推進するため、美濃加茂市環境基本計画（以下は「環境基本計画」といいます。）を定めます。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、美濃加茂市環境審議会（第15条第1項を除いて、以下は「審議会」といいます。）の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときは、環境基本計画との整合を図ります。

(環境教育などの推進)

第9条 市は、市民が豊かで快適な環境の保全と創出についての理解を深めるために、それぞれの年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な措置をとるとともに、市民や事業者が、これらについての学習活動を自発的に行うことができるような措置をとります。

(市民活動などの支援)

第10条 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体が行う、豊かで快適な環境の保全と創出のための自発的な活動に対し、積極的に支援します。

(市民の参加)

第11条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出のための施策を推進するため、市民の参加その

他必要な措置をとります。

(環境情報の提供)

第12条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出に役立つよう、環境の状況やそれ以外の環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

(年次報告)

第13条 市長は、市の環境の現況や、豊かで快適な環境の保全と創出に関して行った施策などについて年次報告を作成し、これを公表します。

(広域的連携)

第14条 市は、地球環境の保全について広域的な取組を必要とする施策は、国、他の地方公共団体、民間団体などと協力して推進します。

(審議会)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定によって、美濃加茂市環境審議会を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査、審議し、意見を述べます。

- (1) 豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
- (3) その他豊かで快適な環境の保全と創出に関して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長やそれ以外の関係機関に意見を述べることができます。

(組織)

第16条 審議会は、15人以内の委員で組織します。

2 委員は、生活、自然、社会や地球環境問題について知識や意見を持っている者の中から、市長が委嘱します。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

4 審議会に、会長と副会長を1人ずつ置き、委員が互選します。

5 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に病氣、それ以外の支障があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行します。

○策定の経過

期 日	会 議
令和元年9月27日	第1回環境審議会
令和元年12月24日	総合政策会議
令和2年2月3日	パブリックコメント受付開始
令和2年2月28日	パブリックコメント受付終了
令和2年 月 日	第2回環境審議会

第3次みのかも環境まちづくりプラン
(美濃加茂市環境基本計画)

令和2年3月発行

発行 岐阜県美濃加茂市市民協働部環境課
〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1

電話 0574-25-2111 FAX 0574-25-0887